令和6年8月6日 第12623号

1. 1 1 - 24 - 1.															21¥ = =	
	0	0	の	0	0	0	覧	0		0	0	0			ir.	हो
	落材	"	完了	開発	公共	土 地	兄	大規		道 路	保安	指定			jî	9
	札 者 等		,	許可	八測量	改良		模小		の区	林の	指定通所支援			ı	Į
	\mathcal{O}			を受け	単の 終	区役		売	_	域		支援	_		J -	4
	決定			文けた	了	員の		店 舗 の	公	変 更	指定予定	の事	告	目	Į	į
				開発		住所					<i>X</i> L	業				見な
				元行為		変		に思	告			の廃止	示】	次	1	1
				に		更 届		新設に関する届				の届				
				声する				る届出				出			₹	艮
				関する工事				出の縦								
															1	発 行
	教 育	"		建築	監理	耕 地		経 営		道 路	治 山	指 導		担	ŀ	岡
	教育委員会			指導課	課	課		支援課		整備	課	監査課		当 課	山県	
	会			課				課		課		課		(室)		D _
																1
																目
																次
																,
																担当
																課()
																室)

◎岡山県告示第三百七十九号

令和六年八月六日より、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。 以の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の二十第四項の規定に

岡山県知事

原 木

隆

太

名称及び所在地

つぼみ北房

所在地

2

真庭市上水田三一六六番地一主たる事務所の所在地特定非営利活動法人つぼみ

事業者の名称及び主たる事務所の所在地真庭市上水田三一六六番地一

三 廃止年月日

2

令和六年七月三十

三三五一四〇〇〇四三 事業所番号

兀

サービスの種類

五.

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第三百八十号

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

令和六年八月六日

原 隆

太

高梁市成羽町坂本字谷奥三〇二九、保安林予定森林の所在場所

三〇三〇、三〇三二、三〇四二

立木の伐採の方法

(2)(1)

間伐に係る森林は、次のとおりとする。市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、主伐に係る伐採種は、定めない。 当該立木の所在する市町村に係る

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

2

その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置い

期間及び樹種

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を◎岡山県告示第三百八十一号 次のとおり変更する。

に供する。 その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一 般の縦覧

令和六年八月六日

岡山県知事

伊

木

太

道路の区域 路 線 名 尾原賀陽線

三二一

加賀郡吉備中 加賀郡吉備中 一地先から加賀郡吉備中 地先から 地先まで 賀郡吉備中 X · 央町 央町豊野字丸山西一六八番 央町豊野字丸山西一六八 央町豊野字丸山四三四五番 豊野字丸 域 Ŧī. 新 別 旧 六 • 7 九 { 一三・七 シ $\widehat{\lambda}$ 一〇三・六 $\frac{\bigcirc}{=}$ ル

三九 年法律第九十 て 縦覧に供する。 -一号)第五条第三項の規定に

すべき事項に 意見書を提出することができる。 を設置する者がその 八条第二項の規定により、縦覧期周辺の地域の生活環境の保持のた

太

舗の 八六―二ほんび所在地

か店

【表者の 氏 名

2

株式会社ザグ

山市中区清水三六九番地二

者の氏名 表取締役

て小売業を行う者 この名称、 住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ザグ

山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 小売店舗の新設をする日の日名 代表取締役 森

七年三月

店舗 面 積の

千二百五十三平方

6

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(4) (3) (2) (1) 駐車場の収容台数 四十七台

駐輪場の

荷さばき施設の面

廃棄物等の保管施設

大規模小売店舗にお大規模小売店舗の施設 いて小売業を行う者の開店の運営方法に関する事項の容量(九立方メートル三十平方

7

店時 刻

て小売業を行う者の

午前零時から午後十二時まで(二十四時間来客が駐車場を利用することができる時間

二時まで (二十四)

十場の自 動車 出入口の数

(5)(4)て荷さばきを行うことができる時間

届出年

縦覧の期間及び場所令和六年七月二十四日

六日から同年十二月六日まで

山市産業文化部商業· 交通政策課

令和六年八月六日り、土地改良区役員の住所に次のとおり変更があった旨の届出があった。〔三九七〕土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定によ

り、

岡山県知事

伊

原 木

太

変更内容吉井川下流土地改良区土地改良区の名称

氏

変更前住所

変更後住所

恭子

福島 岡山市東区瀬戸町下五四三 岡山市東区瀬戸町下五五四—

第十四条第二項の規定により、奈義町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知が〔三九八〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和六年八月六日

山県知事

木

太

郡奈義町全域 X 域 公共測量 (道路台帳修正) \mathcal{O} 令和六年三月十八 年 月 日

勝田

測

令和六年八月六日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔三九九〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

岡山県知事 伊 原 木

太

総社市北溝手字茶ノ木二一八番一〇、一開発区域又は工区に含まれる地域の名称 二一八番一

許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市小原一九三〇番地

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月七日岡山県指令建指第一○九号

令和六年八月六日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔四○○〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

9名称 岡山県知事 伊 原 木

太

開発区域又は工区に含まれる地域

許可を受けた者の住所及び氏名 総社市上林字山本二二七番一

倉田 美絵総社市西郡五三三番地 **倉敷市玉島富五九七番地一**

三

許可年月日及び許可番号

令和六年五月三十一日岡山県指令建指第九二号

年政令第三百七十二号)に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等〔四〇一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 次のとおり落札者等を決定し (平成七

令和六年八月六

山 原 木 隆

太

岡山県立学校及び教育機関で使用する電気落札物品の名称及び数量

使用予定電力量 二六、 〇四九、 三三一キ 口 ワ ツ

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所令和六年十月一日から令和七年九月三十日まで の名称及び所在地

岡山県岡山市北区内 岡山県教育庁財務課

落札者を決定した日 山下二丁目四番六号

兀 令和六年七月三十日

千葉県柏市若柴一七八番地四ゼロワットパワー株式会社落札者の氏名及び住所

五

六

八六三、

三三円

(うち消費税額及び地方消費税の額五五、

一六九、

三九三円)

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七

八

和六年六月十四日